

## 裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成29年11月29日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成29年8月24日付で行った法に基づく保護変更決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 平成23年4月1日、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 平成29年8月15日、A市へ自費転居する予定の旨、処分庁へ申し出た。
- 3 処分庁は、請求人は同年9月1日に転居するが処分庁管内の住居の同月分家賃は不要であることから、同年8月24日付けで、請求人の同年9月分保護費は生活扶助費のみを支給する保護変更決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 同年11月29日、請求人は、転居後の住居にかかる同年9月分家賃が支給されないことを不服として、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁から生活保護の家賃が支給されなかつた件について

平成29年1月から賃貸しているハイツのユニットバスが老朽化し壊れ、下の階に水もれしているので、使用しないように大家に言われた。

修理をすると2週間トイレも使用できなくなる為、修理ができず入浴ができなくなつた。銭湯に行くにはお金がかかるので月に数回しかフロに入れず、ケースワーカーに相談すると引越しをすすめられた。

仕方なく、自分の貯金を使い、敷金・礼金無料の物件を探し引越しした。

突然ケースワーカーから9月分の家賃を支給されないと連絡があり、処分庁に行き話しあつたが、家賃は支給されなかつた。

処分庁では9月分の家賃は転居後の実施機関で支払われると言つたが、転居後の実施機関では9月分の保護費は処分庁で支給されているので、家賃だけを転居後の実施機関で支払うことはできないと言われた。

引越しでお金を使ははたしており、公共料金の支払いが数ヶ月遅れとなつており、度々、電話やガスが止まり困つてゐる。

(2) 請求人から提出のあつた証拠書類には、次の記載がある。

平成29年8月24日付けの本件決定通知書には、「保護変更 同年9月1日 保護決定理由 A市への転出予定日が変更になり、処分庁において9月分の保護費を支給する必要があると認められるため、随時払い9月分保護費を支給します。5扶助額(月額) 生活扶助 80,160円、今回支給額80,160円」との記載がある。

(3) 平成30年3月13日付で、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また平成31年1月18日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

### 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年3月12日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

(ア) 平成23年4月1日 B実施機関からの移管ケース。住宅扶助費の上限額を超える家賃の住宅に居住し、転居指導を受けていたため、B実施機関において敷金等扶助を受け処分庁管内へ転入。処分庁での生活保護を開始する。

(イ) 平成23年9月30日 請求人より入電。腰が痛く階段がしんどいから引越したいという申し出がある。(請求人宅は3階建て鉄骨マンションの3階)

(ウ) 平成24年10月19日 ケース診断会議を開催。

保護開始時より家庭訪問に対し非協力であり、また、不在が続き不在連絡票の連絡依頼にも応じず居住実態の把握ができないため、請求人に対し、文書により法第27条に基づく指導指示を行うこととする。指導指示の内容は、平成24年10月23日(火)午後2時に訪問調査を行うので在宅しておくこと。

(エ) 平成24年10月23日 請求人宅を訪問するが不在。

(オ) 平成24年10月25日 ケース診断会議を開催。

再度、文書により法第27条に基づく指導指示を行うこととする。指導指示の内容は、平成24年10月31日(水)午前10時に訪問調査を行うので在宅しておくこと。

(カ) 平成24年10月31日 請求人宅を家庭訪問。請求人が在宅していたため訪問調査を実施。

(キ) 平成25年11月28日 請求人宅の家庭訪問実施。請求人より、トイレの便座が壊れているが家主は何もしてくれないとの申し出有り。

(ク) 平成26年1月10日 請求人が保護費の受け取りのため16時30分に来所したが、庁内派出銀行が閉まっているため支払えないことを説明したところ、対応した職員を恫喝する。

(ケ) 平成26年1月14日 請求人が保護費の受け取りのため来所。請求人より、現住居の物音がひどいため転居したいとの申し出有り。転居する場合は自費になるが、契約前に担当ケースワーカーに相談するように伝える。

(コ) 平成27年2月3日 請求人より入電。賃貸保証会社の担当者より、請求人が平成26年12月分の家賃を滞納しているが、連絡が取れなくなったため、請求人と連絡が取れれば請求人から賃貸保証会社に連絡するように伝えて欲しいとの申し出があり、担当ケースワーカーからは、生活保護の受給の有無については答えず、連絡が取れれば伝えると返答する。

その後、請求人に電話するが応答なかったため、留守番電話に折り返し連絡するように求める伝言を残した。

また、請求人あてに、賃貸保証会社に連絡し、家賃が未納であれば納入するよう記載した手紙を送付する。

(サ) 平成27年3月13日 請求人宅の家庭訪問実施。

請求人より、換気扇やトイレの蓋に不具合があり、何度も管理会社へ訴えていたが取り合ってくれないと申し出有り。貯水槽も異臭がすると不満を言っていた。

(シ) 平成27年9月29日 請求人宅の家庭訪問実施。

請求人より、隣室で人が死んでいて警察が来た。異臭がすると家主に訴えたのに家主は何もしてくれなかつた。隣室の壁の中からパンと音がする。天井を何かが走り回る音がする。カラスの鳴き声や工事の音がうるさいから引越ししたいとの申し出有り。

そして、請求人は、もともとこの部屋に引っ越したのは役所が勝手に決めたからだ。もういい。ケースワーカーのせいだ。と興奮したし、玄関ドアを閉めた。

(ス) 平成28年8月30日 請求人宅の家庭訪問実施。

請求人より、冷蔵庫、洗濯機が古く買い換えたいが、蓄えが無いので買えないとの申し出があり、ケースワーカーより毎月少しづつでも貯金し備えるように助言する。

(セ) 平成29年3月29日 請求人宅の家庭訪問実施。

請求人より、風呂が壊れており銭湯への出費が重い。家主が直してくれるのだが、修理に2週間ほどかかり、その間トイレの水も出なくなるため生活に困る。公営住宅に当選したら引越ししたいとの申し出があり、ケースワーカーより公営住宅でも敷金等が発生するので毎月数千円ずつでも貯めるように助言。

(ソ) 平成29年7月14日 請求人より入電。

請求人より、引越費用は家主が負担してくれることになり、本日家賃40,000円の物件を紹介してもらったが、他にもあたってみるとの申し出があり、ケ

一スワーカーより転居先が決定すれば重要事項説明書を提出するように説明する。

(タ) 平成29年7月18日 請求人宅の家庭訪問実施。転居先の物件はまだ決まらないとのこと。

(チ) 平成29年8月15日 請求人来所。

請求人より転居先物件の重要事項説明書の提示があり、火災保険料の扶助の申し出があったが、ケースワーカーより、要件に該当しないため扶助はできないと説明したところ、請求人は理解した。食費を削るなどして転居費用は工面したこと。

転居後も引き続き生活保護を受けたいとのことであったため、転居後は速やかに保護の申請をするように説明した。

遅くとも9月1日には転居との申し出であったため、9月分保護費について扶助なしとする処理をする。

(ツ) 平成29年8月17日 請求人より入電。

担当ケースワーカーが不在である旨伝えても、請求人は取り乱し、今すぐに教えて欲しいことがあると申し出るため他の職員が対応。

請求人より、請求人は自費転居で8月末までにA市へ転居する。転居後申請しても1ヶ月待たなければ保護費が支給されないと転居後の実施機関から聞いた。

手持ち金の8万円は新居の契約に必要な額で9月の生活費はない。保護費は途切れずもらえると聞いた。どうしたらいいのか。との申し出あり。

請求人に対し、申請後調査に要する期間は2週間から1ヶ月はかかる。申請日に遡って保護は決定されるがそれまでの生活費は自分で確保しておかなければならぬと説明。

請求人はそんな風には聞いていないと主張する。

請求人に対し、9月1日に現居に住んでいれば一旦保護費を支給することは可能である。その後転居後の実施機関から支給された保護費で返還するか、もしくは返還免除になり転居後の実施機関では支給しないという判断になる事もある。ただし、それにより現住居の9月分家賃が発生することとなつても住宅費は支給されないことを説明する。

(テ) 平成29年8月18日 請求人より受電。

請求人より、現住居の家主に交渉し9月1日までは家賃無しで住まわせてもらえることになったとの報告あり。

同日、後刻。請求人宅の家庭訪問実施。改めて転居日を確認したところ、9月1日で変わりなく家主も9月分の日割り家賃は請求しないとのこと。ケースワーカーから請求人に対し、住宅扶助を除く9月分保護費の支給と方法を説明した。

(ト) 平成29年8月24日 8月中に転出予定であったため、9月分保護費を扶助なしとして処理をしていたが、9月1日は処分庁管内に居住していることとなつたため、9月分保護費を支給する処理を行う。

(ナ) 平成29年8月31日 請求人来所。ケースワーカーと査察指導員が面接。

請求人より、転居に伴い出費がかさみ手持ち金がほとんどなくなった。B実施機関からの移管では敷金を出してくれた。今回はなぜ出ないので。敷金等転居費用の一部を扶助してほしいとの申し出があったため、敷金扶助の支給要件に該当しない事を改めて説明し、9月分保護費の受け取り方法を伝え決定通知書を手交した。

(二) 平成29年9月1日 請求人来所。9月分保護費を受け取る。

(ヌ) 平成29年9月4日 平成29年9月2日付での保護廃止処理を行う。保護の廃止に伴い生じる9月分保護費の返還金については、転居費用に費消済みとして法80条に基づき返還免除とする。

#### イ 本件決定の正当性について

本件決定は、請求人の平成29年9月分の保護費を支給する旨の決定であり、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に基づき適正に生活扶助費を算定しているものであるが、審査請求書において請求人は、「処分庁から生活保護の家賃が支給されなかった」ことを不服の理由としている。

この点、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-4-(1)-アにおいて、「保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合、又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること」とされているところ、請求人の転居前の処分庁の住居に係る平成29年9月分の家賃は現に必要ではなかったことから、処分庁が当該家賃を認定しなかったことに誤りはない。

次に、転居後の住居にかかる家賃に関しては、局長通知第7-4-(1)-ウにおいては、「被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の中途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につきそれぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないこと。」とされており、例外的に、転居後の住居にかかる家賃を認定し得る場合が示されている。

本件において、請求人は当初平成29年8月中の転居予定であったところ、転居後の生活保護費支給までの生活費用がないことを理由に、請求人自身が転居日を平成29年9月1日に変更したものであるが、処分庁は、自費での転居となることを繰り返し説明し、請求人も理解し、また、引越には敷金等の出費も必要となることから、少しずつでも積み立てて備えるよう助言もしていた中で、転居後の十分な生活費用を準備せずに転居を決めたことを踏まえ、請求人の今回の転居が、局長通知第7-4-(1)一ウの「真に必要やむを得ない事情により月の中途中で転居した場合」には該当しないと判断し、転居後の家賃を算定しないこととしたものである。

なお、審査請求書において請求人は、「銭湯に行くにはお金がかかるので、月に数回しかフロに入れず、ケースワーカーに相談すると引越しをすすめられた。」と主張しているが、家主が風呂の修理費用を負担すると申し出ていたにもかかわらず、修理期間中にトイレが使用出来なくなるとして、請求人が風呂の修理を拒んでいたものであり、処分庁の職員が請求人に対し、引越しを勧めた事実はない。そもそも、請求人は、B実施機関から処分庁に転居してきた半年後から引越を希望する発言をしてきているのである、引越は請求人自身の希望である。

また、請求人は、「突然ケースワーカーから9月分の家賃を支給されないと連絡があり、処分庁に行き話し合ったが、家賃は支給されなかった。」、「処分庁では9月分の家賃は転居後の実施機関で支払われると言った」とも主張しているが、平成29年9月分の保護費に関し、処分庁が転居先の家賃を支給できると説明した事実はなく、当該家賃が転居後の実施機関から支払われると説明した事実もない。

以上のとおり、本件決定に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## (2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成26年1月14日付けのケース記録票には、「請求人は、現居の物音がひどく、転居したいと言う。ケースワーカーより、隣室等の騒音を理由とした転居は認められないことを伝えた。もし転居する場合は、自費となるが、転居後も生活保護を申請するのであれば、転居先物件は生活保護の基準額内の物件でなくてはならず、必ず契約前にケースワーカーに相談するよう伝えた。」との記載がある。

イ 平成27年9月29日付けのケース記録票には、「請求人は、隣室の壁の中からパンと音がする、天井を何かが走り回る音がする、カラスの鳴き声や工事の音がうるさいから引っ越ししたいと言い、そもそもとこの部屋に引っ越ししたのは役所が勝手に決めたからだ！もういい！ケースワーカーのせいだ！と興奮したし、ケースワーカーより、何がケースワーカーのせいなのかと聞くも請求人は答えず、玄関のドアを閉めてしまった。」との記載がある。

ウ 平成29年3月29日付けのケース記録票には、「現在、風呂が壊れていて銭湯への出費400（強）円は重い。家主が直してくれるが、完成まで2週間かかり、その間トイレの水も出なくなり、生活に困りそう。ケースワーカーは、請求人の言う引越し希望であれば、敷金・礼金等無料の部屋探しの方法もあることを説明した。」との記載がある。また、「住環境は前述の通りなので、市営住宅に当選したら住みたいとの希望から、ケースワーカーは請求人に「平成29年度市営住宅入居者募集のご案内」を渡した上で説明した。入居には敷金等他の出費が発生するので、毎月数千円ずつでも貯めるよう進言した。」との記載がある。

エ 平成29年7月14日付けのケース記録票には、「請求人より入電、以下聴取内容  
【自費転居について】請求人は本日、下記会社に物件を紹介してもらった。（中略）  
さらに請求人は、他にもあたってみる予定。新居への引越代は現住居の貸主が負担してくれることと、ケースワーカーは被保護者の移管、廃止と新規申請等について説明した。」との記載がある。

オ 平成29年7月18日付けのケース記録票には、転居について、「探しているところで、まだ決まっていない。決まれば速やかに処分庁へ連絡する。転居時の運搬費は家主負担の予定。」との記載がある。

カ 平成29年8月11日付けの転居先の重要事項説明書には、「家賃 38,000円、8月分賃料 8,581円」の記載がある。

キ 平成29年8月15日付けのケース記録票には、「請求人は締結前の「重要事項説明書」を提示。7月頃から、家主と交渉中の、お風呂の修理がなかなか前に進まない等、住環境が自身に合わないことから転居を検討していたところ、A市に新住居を見つけた。8月末には転居したい、との申し出。家賃はA市の住宅扶助基準にあった、38,000円。保証人はいない。新居に係る火災保険料の扶助等について処分庁に申し出たが、ケースワーカーは扶助要件がなく自主転居となるため一切の扶助は不可能と丁寧に説明したところ、請求人は理解した。転居費用の面は食費を削るなどし用意した、とのこと。請求人は稼働能力がないので転居先においても引き続き生活保護を受けたい、とのこと。ケースワーカーは請求人に対し、転居後は速やかに保護の相談または申請するよう説明した。」との記載がある。また、「請求人は締結前の「重要事項説明書」を提示したうえで「遅くとも9月1日には転居する」とのことから、平成29年9月より保護費を「扶助なし」、支払方法を「現金払い」とする。」との記載がある。

ク 平成29年8月16日付け決裁の同年9月分の保護決定調書には、「同年8月中に市外転居予定があるため、同年9月分の保護費を扶助なしとし、支払い方法を現金

払いへ変更します。」との記載がある。

ケ 平成29年8月17日付けのケース記録票には、請求人からの相談内容として、「請求人はA市に自費転居する。8月末までに現住居から出ていかなければならず、新居の敷金等諸費用は自弁し、移送費は家主が手立てしてくれる。A市の福祉事務所に、生活保護はいつからもらえるか問い合わせたところ、申請から1か月ぐらい待たなければ保護費は支給されないと言わされた。請求人は9月1日にはA市で保護費がもらえるつもりで事を進めていた。(そう説明されたと主張する)現在手持ち金は8万円しかなく、それは新居の契約にすべて必要なので9月の生活費がない。A市に行っても保護費は途切れずもらえると説明されたのに、どうしてこんなことになるのか。どうしたらいいのか教えてほしい。」との記載がある。さらに処分庁からの説明として、「一般的な内容と前置きして説明を行う。A市での生活保護については、移管であっても新たに資産などを調査して決定することとなるため、決定までに2週間から最大1か月かかる。申請日にさかのぼって決定するが、決定しなければ保護費はもらえないため、当然その間の生活費は自分で確保しておかなければならぬと説明。請求人はそんな風には聞いていなかったと反論する。具体的にいつ転居するのかと尋ねたが、「まだ決めていない。保護費がすぐにもらえないと聞いてパニックになっている。8月末までに転出しなければならない。」とのこと。8月中に転居するのであれば、すでに8月中の保護費は支給済みなので、決定まで時間がかかるって何とかなるのではないかと尋ねたが、「1か月も生活できるお金はない。」「そもそも9月1日に保護費が出なければ家賃が支払えない。」とのこと。現状でそれが困難なのであれば、引っ越しを9月以降にするしか方法がないと伝えたところ、請求人は「それなら保護費が出るんですか?」と尋ねてくる。9月1日に処分庁の住居に住んでいるのであれば、一旦保護費を支給することは可能。その後、A市から支給された保護費でその分を返還してもらうか、担当ケースワーカーの判断によっては処分庁での返還を免除し、A市では支給しないといった判断になることもあると説明した。ただし、それにより現住居の9月分家賃が発生することとなつても、それはどこからも支給されないことを念押しして説明した。以上の説明を踏まえ、自分自身でどうするのかを決めて連絡してくるよう指示した。」との記載がある。

コ 平成29年8月18日付けのケース記録票には、「現住居の家主に交渉したところ、9月1日までは家賃なしで住まわせてもらえることになったとのこと。A市への転居は9月1日。処分庁は9月2日付けで廃止となる。保護費の支給については、担当ケースワーカーの判断によって居住を確認してからの支給になる可能性があることを説明した。請求人は、もし家庭訪問が必要なのであれば、午前中のなるべく早い時間に来てほしいとのことだった。」との記載がある。

サ 平成29年8月18日付けのケース記録票には、「請求人はA市への転居を予定。

本日その確認を行うため訪問。改めて転居予定日を問うたところ、9月1日で変わりなく、家主も9月分家賃は請求人に請求しない、とのこと。ケースワーカーは請求人に対し、9月分住宅扶助を除く保護費の支給と方法を説明した上で、転居先での生活保護の相談・申請等は転居翌日すぐにでも行うよう助言する。」との記載がある。

シ 平成29年8月24日付けのケース記録票には、「請求人については8月中にA市転出予定で、9月分保護費を継続扶助なしとしていたが、予定日変更となり9月分保護費を処分庁にて支給する必要があると認められたため、9月分保護費を随時払い支給する。」との記載がある。

ス 平成29年8月24日付け決裁の同年9月分の保護決定調書には、「A市への転出予定日が変更になり、処分庁において9月分の保護費を支給する必要があると認められるため、随時払い9月分保護費を支給します。」との記載があり、実支給額として、「生活扶助 80,160円、支給 80,160円」の記載がある。

セ 平成29年8月25日付けのケース記録票には、「CWは本日、請求人の転居予定先であるA市福祉事務所に架電。移管にかかる主の要旨等について説明。」との記載がある。

ソ 平成29年8月31日付けのケース記録票には、「請求人は転居に伴い、出費がかさみ手持ち金がほとんどなくなった。敷金等転居費用の一部を扶助してほしい、との訴え。査察指導員、ケースワーカーは請求人に対し、8、9月分扶助費について説明した。(中略) ケースワーカーは改めて転居費用等に支給要件がないことを請求人対し、丁寧に説明したところ、請求人は理解した。9月分「保護決定書」を手交した。」との記載がある。

タ 平成29年9月1日付けのケース記録票には、「請求人は本日A市への転居を済ませ午後来所。9月分保護費80,160円を受け取った。」との記載がある。

チ 平成29年9月4日付けのケース記録票には、「請求人は平成29年9月1日にA市に転居し、9月4日にA市に保護申請をした。転居翌日の同月2日(土)付で処分庁の生活保護を廃止する。尚、9月分返還金77,488円については、すでに転居費用等に消費しておりやむを得ないと認められるため、法第80条により免除することとする。」との記載がある。

ツ 平成29年9月8日付け起案の同年9月分の保護決定調書には、「A市へ転居されましたので転居翌日の平成29年9月2日付で生活保護を廃止します。9月分の返

が生じましたが転居費用に費消済のため生活保護法第80条により返還免除とします。」との記載がある。

テ 平成29年9月8日付け起案の生活保護費徵収金等収入決議簿には、「当然納入すべき金額 77,488円、免除額 77,488円、免除の根拠 A市への転居費用のため」との記載がある。

ト 平成29年9月8日付けの保護廃止決定通知書には、廃止の理由として、「A市へ転居されましたので転居翌日の平成29年9月2日付で生活保護を廃止します。9月分の返還が生じましたが転居費用に費消済のため法第80条により返還免除とします。」との記載がある。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第1条は、法の目的について、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第4条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(3) 法第12条において、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われる旨を定めている。

(4) 法第14条において、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨定められている。

(5) 法第80条は、返還の免除について、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、こ

れを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めている。

(6) 局長通知第7の4の(1)アは、「保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住宅が借家若しくは借間であつて家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と定め、イは、「月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となつた場合であつて、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。」と定めている。さらにウは、「被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月の中途中で転居した場合であつて日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこと。」と定め、カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、(中略)特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。(後略)」と定めている。

(7) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の第7の問30の「局長通知第7の4の(1)の力にいう転居に際し、敷金等を必要とする場合」の答として、17の項目を列挙している。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書(以下「答申書」という。)の要旨について

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 請求人の引っ越しについて

請求人は、風呂が壊れて使用できず、銭湯に行くにはお金がかかるため、月に数回しか風呂に入れないと主張している。しかししながら、風呂の修理は可能であることについて争いではなく、風呂の修理を行えば居住の継続が可能であるにもかかわらず引っ越しをした場合は、真に必要やむを得ない事情により転居した場合に該当せず、請求人に対して自費での転居とな

る旨の説明等を行った処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(イ) 平成29年9月分の家賃について

処分庁管内の転居前の住居にかかる家賃については、家主からの請求がなく、家賃を必要としないことから、処分庁が転居前の住居にかかる住宅扶助費を認定しなかったことに誤りはない。

転居後の住居にかかる家賃については、前記理由1.(3)のとおり、真に必要やむを得ない事情による転居である場合は、転居前の実施機関において認定することも可能であるが、処分庁は、本件引っ越しは支給要件に該当しないと判断し、転居後の住居にかかる住宅扶助費を認定しなかったものと認められる。

(ウ) まとめ

以上のとおり、処分庁が、本件引っ越しは真に必要やむを得ない事情による転居と認められないものとして行った本件決定に違法又は不当な点は認められない。

(2) 答申書の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

(ア) 平成29年9月分の生活扶助について

処分庁は、請求人から保護の申請を予定しているA市福祉事務所からの保護費の支給は、申請から1か月程度掛かることとなり、9月1日に保護費が支給されなければ、転居後住居に係る家賃が支払えない旨の相談を受け、請求人に保護の必要性を認め、本件決定により9月分の生活扶助を実施したことが認められる。

また、ケースワーカーから、請求人に対して、処分庁から9月分の保護費を支給するに当たって、①9月1日に処分庁管内に居住していること、②A市から9月分の保護費が支給された場合は処分庁に返還が必要となる場合があること、③A市から9月分の保護費が支給されない場合は処分庁への返還を免除する場合があることについて、説明していたことが認められる。

(イ) 平成29年9月分の住宅扶助について

処分庁が請求人に対して、9月分の住宅扶助の実施を行わなかった理由は、①転居前住居に係る9月分家賃が家主との調整で請求人に請求されないこと、②転居後住居に係る住宅扶助については、家賃支給基準に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないと判断したことであると認められる。

また、上記②の判断について、大阪府行政不服審査会第3部会が処分庁に対して、前記1（6）に基づき、「真に必要やむを得ない事情により月の途中で転居した場合」に該当しないと判断した理由を質問したところ、「前記1（7）に記されている答1～17のいずれにも該当しないと判断したため。」との回答があった。そのため、上記②の判断は、上述のとおり敷金等を必要とする場合の基準を示した敷金支給基準に依拠していたことが認められる。

（ウ）上記（イ）に係る処分庁の判断等について、検討する。

a 本件決定についてみると、まず、転居前住居に係る住宅扶助を実施しないとした処分庁の判断は、請求人に家賃の負担がないことから、不合理な点は認められない。

b 次に、転居後住居に係る住宅扶助について、処分庁は、家賃支給基準に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないため、住宅扶助費を認定しないとしており、その判断に当たっては、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」の基準を示した敷金支給基準に依拠して判断したものであることが確認できる。もっとも、「敷金等の支給」に係る基準に依拠して上記「真に必要やむを得ない事情」に該当しないがゆえに住宅扶助費は支給しないとした処分庁の判断は、敷金等と家賃に係る住宅扶助費の区別を無視したものであり、これらの処理基準の適用を誤るものであったと考えられる。

また、処分庁は、家賃支給基準にいう「真に必要やむを得ない事情」は、転居後住居に係る住宅扶助を実施することができる要件であると解していることが認められる。しかしながら家賃支給基準は、その文意からは、直接には「真に必要やむを得ない事情により月の中途中で転居した場合であって、日割計算による額を超えて家賃を必要とするとき」には、転居前及び転居後の家賃につきそれぞれ1か月の基準額の範囲内で必要な額を認定することができることを定めたものであると解される。

これらのことから、転居後住居の家賃に係る住宅扶助について、家賃支給基準に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないため、住宅扶助費を認定しないとして行った本件決定は、同基準の適切な解釈適用により行われたものであったとはいえない。

c さらに、旧法（昭和21年法律第17号）においては、住の問題は衣食と共に生活の最も基本的なものであることから、衣食住に対する保護は生活扶助としてまとめて取り扱うことを通例とされていたが、家屋の補修に扶助の途を開く等の理由により、法により、住宅扶助が独立したところである。そのうえで法は、それぞれの扶助の範囲を、①生活扶助は第1・2条において、「衣食その

他日常生活の需要を満たすために必要なもの」等と、②住宅扶助は第14条において、「住居」等とそれぞれ定める一方、扶助の対象についてはいずれも「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」と定めているのであって、住宅扶助のみ転居後住居の家賃について「真に必要やむを得ない事情」という条件を付しているわけではない。

処分庁は、本件決定を行うに当たって、請求人が法に定める「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に該当すると認めて生活扶助を実施すると判断した一方で、住宅扶助の実施に係る判断において法の上記規定の趣旨に照らして必要な調査及び検討を十分に行った形跡を見いだすことができない。

また、処分庁は、上記(ア)②のとおり、A市から保護費が支給された場合は処分庁に返還が必要となる場合があること、すなわち、9月分の保護費がA市福祉事務所から支給される可能性を請求人に説明しており、請求人が転居後住居においても家賃を必要とする予測していた。それにもかかわらず処分庁は、A市への移管及び住宅扶助の実施に係る判断に当たって、A市福祉事務所に請求人に対する住宅扶助を含む保護費の支給に係る確認を行っていないことが認められる。

(イ) 以上のことから、本件決定は、住宅扶助の実施に係る判断において、家賃支給基準等の解釈適用を誤り、法の趣旨に照らし必要な調査及び検討を欠いていると評価できることから、不当であり、取り消されるべきである。

### 3 本件決定について

本件についてみると、処分庁は、請求人から、平成29年8月末に転居する予定であったが、同年9月分の保護費が転居先の実施機関から同月1日には支給されず、最低生活の維持に支障が生じるとの訴えがあり、請求人が転居予定日を同月1日に変更したが、処分庁管内の転居前の住居にかかる家賃については、家主からの請求がなく、家賃を必要としないことから、請求人の同年9月分の住宅扶助を除く保護費について本件決定を行ったものと認められる。

また、本件決定時において、同月2日付で転居に伴い、請求人の保護を廃止することが予定されており、1日分のみの保護費を支給する判断もあり得たが、処分庁は、請求人が自費転居により手持金がないことを勘案し、1か月分の保護費を支給することとしたものと推認される。

イ 処分庁は、請求人が予定どおり平成29年9月1日に転居したことから、同月2日付で請求人の保護を廃止し、過支給となる同日以降の保護費77,488円については、転居費用等に費消しやむを得ないと認められるとして法第80条により

返還免除していることが認められる。

しかしながら、処分庁は、請求人の転居後の住居にかかる家賃を必要とすることを予測していたにもかかわらず、転居先の実施機関に対し、保護の決定の内容等について説明したことは認められるものの、家賃を含めた請求人に対する保護の取扱いについて実施機関間で確認や調整を行った形跡を見出すことはできず、請求人の平成29年9月分の住居にかかる家賃相当の保護費が転居先の実施機関から支給されていない結果となっていることは看過できない事実である。

#### ウ　まとめ

以上のとおり、本件決定から請求人の保護の廃止決定に至る一連の過程において、処分庁が行なうべき必要な調査や転居先の実施機関の調整及び緊密な連携を含めた検討等を欠いていると認めざるを得ず、判断過程に瑕疵がある本件決定は取消しを免れない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年12月4日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋介



教示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を

被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。